



2P 第4次総合計画審議会の答申

人輝き 心和らぐ 躍動のまち 久御山

8P 行政ニュース

新市街地整備事業など

10P みんなの広場

消防出初め式など

17P INFORMATION

専門職のアルバイト登録募集など

24P ふるさとの旅日記

女たちの善光寺参り(2)

農作物の豊凶を占う

1月15日の深夜、佐山の雙栗神社で、米と小豆、竹管と一緒に炊き、竹管の中のお粥の詰まり具合で農作物の豊凶を占う^{かゆうら}粥占神事がおこなわれました。

結果は、^{おせ}早稲4分、^{なかて}中稲9分、^{おくて}晩稲6分、綿4分、大豆10分、^{いも}芋9分、^{きび}黍8分、梨4分となったことから、早い時期は雨や台風で天候不良ではと予想されました。

人輝き 心和らぐ 躍動のまち 久御山

総合計画審議会の答申まとまる

「人輝き 心和らぐ 躍動のまち 久御山（人・環境・協働のまちづくり）」を将来像とする久御山町第4次総合計画の基本構想原案について1月12日、久御山町総合計画審議会（西田毅会長・同志社大学教授）から坂本町長に答申されました。今号では、審議会の答申の概要と今後10年間のまちづくりの羅針盤となる基本構想原案の主な内容をお知らせします。



総合計画は、町政運営の基本となる町の将来像を明らかにするもので、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3部で構成されています。基本構想と基本計画は、平成18年度から平成27年度を目標年次として、構想では、将来像や人口フレーム、土地利用構想と主要な施策の大綱などを明らかにし、基本計画では、その実現に向けて具体的な事業の方向を示したものです。さらに実施計画は、毎年度更新しながら各個別事業や事業費を具体的に表すものです。

総合計画審議会は、昨年6月に学識経験者や各種団体の代表者など22人の委員で設置、同月に坂本町長から第4次総合計画基本構想原案の諮問を受け、これまで9回にわたり慎重な審議がおこなわれてきました。審議では、これまで住民のみなさんからご意見をいただき、事務局で取りまとめた基本構想原案の将来像「人輝き 心和らぐ 躍動のまち 久御山」や三つの基本目標である「魅力と活力にみちた居心地の良いまちに」「のどかな自然環境と豊かな心を育



審議会の西田会長から答申を受ける坂本町長

むまちに」「ふれあい、支え合いのあふれるまちに」、人口フレームと土地利用構想について意見交換がおこなわれ、さらにこの将来像の実現に向けた施策の大綱として具体的な事業の方向を示した基本計画も含めて意見提案がされました。町では、今後、この答申内容をふまえ、最終的な内容を詰めたうえで、町議会に提案し、議会の議決を得て策定することにな



基本構想原案の諮問を受けた、審議会の第1回会議

ります。
総合計画審議会の主な意見の概要と今後10年間のまちづくりの指針となる基本構想原案の「まちの将来像とまちづくりの目標」「人口フレーム」「土地利用構想」は次のとおりです。

答申の概要

基本構想原案に対する答申は、おおむね妥当としてまとめられましたが、総合計画の実現に向けて次の意見が出されました。

①町の持続的な発展を図るため、まちづくりの基本指標である人口フレームの達成に向けて、都市基盤をはじめ、住宅、産業、教育、子育て支援などの定住化対策を計画的かつ総合的に推進されることを求めます。

②農業、商業、工業、住宅のバランスのとれた土地利用を基本として、産業と居住環境、自然環境が調和した良好なまちづくりの推進に努められることを求めます。また、環境保全や環境美化に対する取り組みを強化されることも、公共施設の維持管理の充実に努められることを求めます。

③住民と行政による協働のまちづくりを進めるため、人と人とのつながりや人の温かさを大切にするまちづくりを基本として、地域コミュニティの要となる自治会活動に必要な施設の充実や地域のまちづくりリーダーの養成など、助言・指導に積極的に取り組まれることを求めます。また、今後、団塊世代の多くの退職者が見込まれるなかで、元気な高齢者の知識

や経験を生かせる施策の充実に努められることを求めます。

④高齢者や障害のある人、また、町外からの従業者など、誰もが利用しやすいバスサービスの充実に努められるとともに、歩道・自転車道が確保された安全で快適な幹線道路の整備や鉄軌道の導入要望等に努められることを求めます。

⑤快適な居住環境を確保するため、誰もが身近に憩える公園の確保・充実に努められるとともに、河川の保全・再生や治水面に配慮した水辺空間の整備等に取り組まれることを求めます。

⑥農業については、今後、農業者の高齢化や農機具の買い替え時の負担増等の事由により担い手農家の減少が懸念されるなかで、その対応が必要です。一方、大都市近郊の立地条件を生かした、安全で良質な農産物の久御山ブランド化をさらに推進することにより、その持続的発展に努められることを求めます。また、工業においては企業が立地したいと思えるよ



うな魅力ある工業地環境を形成されることを求めます。さらに、商業においては大規模商業施設周辺において新市街地の整備を推進し、個性と魅力のある集積性の高い拠点づくりに努められることを求めます。また、地域に親しまれる産業づくりを推進するため、地域との調和、地域住民との交流に十分配慮されることを求めます。

⑦教育においては、家庭教育の大切さを重視されるとともに、家庭、地域、学校がそれぞれの責務と連携により、安全で豊かな教育環境の実現に取り組まれることを求めます。また、郷土の文化に親しめる環境づくりや久御山町の芸術・文化の功労者に対する顕彰制度を検討するなど、文化性の高いまちづくりを推進されることを求めます。

⑧感染症の防止に向けて、普及・啓発、誤解や偏見をなくす取り組みを推進されるとともに、感染症のまん延等を防止するため広域的な連携体制を確立し、住民の健康の保持・増進に努められることを求めます。

⑨子育て支援については、児童館機能をあわせ持った子育て支援センターの整備を推進し、これを核とした育児相談体制の充実とともに、子どもが自由に創造力を働かせられる施設の工夫や多様な世代の人的なネットワークを生かした施設運営の充実に努められることを求めます。

⑩高齢者・障害者福祉については、引き続きその充実に努められることを求めます。

また、詐欺被害等の多い高齢者世代に対する消費生活の安全確保に努められることを求めます。



⑪地域の自主的な防災・防犯体制づくりや意識の啓発等に努められるとともに、特に大災害時における避難勧告等の情報伝達手法の構築や適切な避難誘導経路・避難場所の周知徹底とあわせ、迅速に対応できる防災体制や近隣市町との連携体制を確立するなど、犯罪や災害に対する住民等の安全確保に努められることを求めます。

⑫総合計画に掲げる施策の推進にあたっては、事業の目的や成果、コストなどに着目した評価手法等の導入を図り、計画の達成度、費用対効果を客観的に評価するなかで、適切に計画の進行管理がおこなわれることを求めます。

※紙面の関係上、一部、要約しています。

久御山町第4次総合計画基本構想原案の主な内容

①まちの将来像とまちづくりの目標

第4次総合計画基本構想では、「住みよい希望にみちた町 久御山」をまちづくりの基本理念とし、本町の持つ潜在力をより一層、向上させていくため“人の視点”、“環境の視点”、“協働の視点”をまちづくりのキーワードとして抽出し、次のとおり「まちの将来像」を設定しています。

また、まちづくりの主要な課題をふまえつつ、まちの将来像を実現していくため、3つの「まちづくりの基本目標」と8つの重点目標を設定します。

まちの将来像

人輝き 心和らぐ 躍動のまち 久御山 ～人・環境・協働のまちづくり～

まちづくりの基本目標

1 魅力と活力にみちた居心地の良いまちに

多様な世代が住んでみたい、いつまでも住み続けたいと思う、住み心地の良い魅力ある定住環境を形成します。また、利便性の高い交通条件を生かし、活力ある産業を育成していくとともに、身近に働ける場がたくさんある職住近接のまちをめざします。さらに、いろいろな地域の人々が集い、交流する躍動感あふれるまちをめざします。

2 のどかな自然環境と豊かな心を育むまちに

豊かな自然や歴史に育まれた地域文化を守り育てるとともに、環境にやさしい循環型社会を構築するなど、持続的発展が可能なまちをめざします。また、このような環境のなかで、未来を担う子どもたちの豊かな心を育むとともに、住民一人ひとりが社会に参画し、生きがいを持ち自己実現ができるまちをめざします。

3 ふれあい、支え合いのあふれるまちに

さまざまな立場や文化、価値観を認め合い、人権を尊重するまちをめざします。また、高齢者や障害のある人など、すべての住民が安全で安心して暮らせ、子育てしやすい思いやりと支え合いのある地域社会を形成するとともに、住民と行政による協働のまちをめざします。

重点目標

1 働く人が元気なまちをつくろう！

2 にぎわいを発信するまちの拠点をつくろう！

3 定住を促す住宅施策を展開しよう！

4 自然や歴史とふれあえるまちをつくろう！

5 夢と希望を持ち、学ぶ楽しさを実感できるまちをつくろう！

6 みんなで支え合い、健康でやすらぎのあるまちをつくろう！

7 みんなで安全で安心なまちをつくろう！

8 誰もが参加しやすいまちをつくろう！

②人口フレーム

本町の人口は、昭和60年の19,136人をピークに減少を続け、平成17年では16,610人となっています（いずれも国勢調査。17年は速報値）。少子高齢化に加え、特に子育て世代である30歳代とその子どもたちと考えられる5歳～9歳の転出が多い傾向にあります。

こうした傾向に歯止めをかけ、定住性の高いまちづくりを推進していくためには、既存宅地等の有効利用とあわせて、職住近接のゆとりのもてる生活ニーズや初めて住宅を取得する若いファミリー層の住宅需要などに対応した住宅地を確保していくことが必要です。

このため、計画的な土地利用とあわせて、定住を積極的に推進するものとし、目標年次の平成27年度（2015年度）における人口フレームを18,000人と設定します。

人口フレーム 平成27年度（2015年度） ⇒ 18,000人

③土地利用構想

産業誘導ゾーン

大規模商業施設と一体となって、バスターミナルをはじめとする「まちの駅」の整備を推進するなど、都市機能の集積を図る。また、広域交通基盤が結節する有利な立地条件を生かし、広域商業・業務施設等の立地誘導を促進するなど、魅力とにぎわいのあるまちの拠点を形成する。

農業・集落ゾーン

農業生産基盤の整備や農地の保全を図るとともに、集落の住環境の向上を図る。

既成市街地ゾーン『工業エリア』

市街化区域の工業系用途地域を中心とする区域で、周辺の住環境に配慮しつつ、工業活動の増進を図るとともに、工業地環境の向上を促進する。

既成市街地ゾーン『行政サービスエリア』

町役場、消防本部、中央公民館等が集積する区域で、住民サービスの充実を図る。

住街区促進ゾーン

市街化区域拡大の検討とあわせて、緑地環境と調和した快適な住宅地の形成を促進する。

既成市街地ゾーン『住宅エリア』

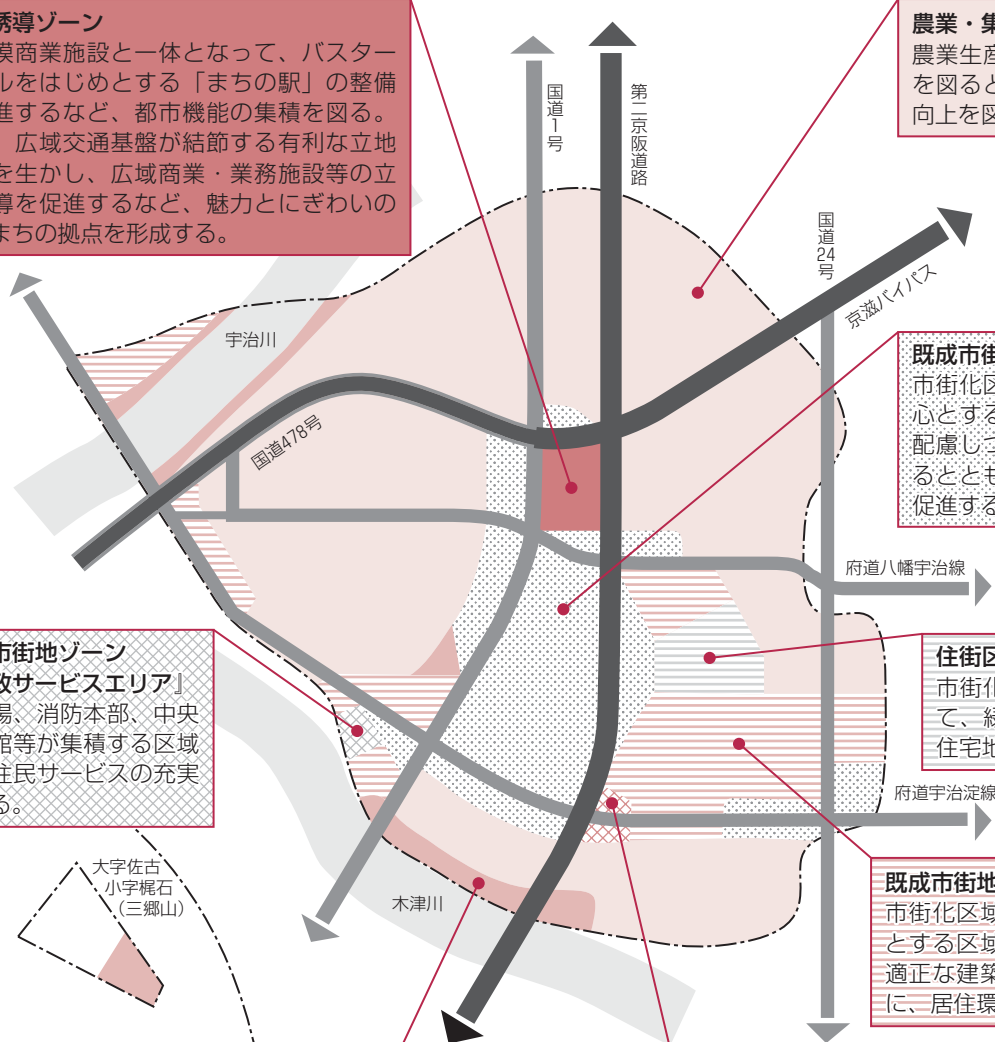
市街化区域の住居系用途地域を中心とする区域で、各用途地域に基づき適正な建築活動の誘導を図るとともに、居住環境の充実を図る。

公園・緑地ゾーン

久御山中央公園や宇治川、木津川の河川緑地の区域で、環境保全、レクリエーション、防災、景観機能の整備・充実を図るとともに、良好な親水空間の確保を図る。

土地利用促進ゾーン

市街化区域拡大の検討とあわせて、幹線道路の沿道機能の活用とその周辺地の健全な土地利用を促進する。



確定申告

期限内に 申告しましょう



平成17年分の所得税の確定申告と町・府民税の申告が2月16日(木)から始まります。申告期限は3月15日(水)までですが、期限が近づくと税務課や宇治税務署の受付窓口は大変混雑しますので、申告はお早めに済ませましょう。また、確定申告書はご自分で記入していただきますようお願いいたします。

平成17年分の申告から高齢者控除廃止などの税制改正がありますのでご注意ください。詳しい改正内容は、広報くみやま1月1日号や町ホームページに掲載の「ご存じですか税制改正」をご覧ください。

申告期間

2月16日(木)～3月15日(水)

申告会場

税務課または宇治税務署

準備はお早めに

所得税の確定申告は、納税者が前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得金額と、それに対する税額を自分で計算して申告し、納税するという申告納税制度になっています。

確定申告が必要にもかかわらず、期限までに申告しなかったり、間違って申告したりすると、後日不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税を納めなければなりません。

確定申告の前に、所得に漏れがないか、控除するものの証明書など、申告に必要な書類がそろっているかなどを確認し、前もって申告の準備をしておきましょう。

確定申告が必要な人

次のような人は、確定申告が必要です。

①農業所得や営業所得、不動産所得がある人で、平成17年中の所得の合計金額が基礎控除や配偶者控除などの所得控除の合計額を超える人

②土地・建物などの売買による譲渡所得がある人

③給与の年収が2千万円を超える人

④給与を1か所から受けている人で、給与や退職所得以外の所得が20万円を超える人

⑤給与を2か所以上から受けている人

所得税が還付される人

一般のサラリーマンなど給与所得だけの人で、年収2千万円以下の場合、勤務先等で年末調整がおこなわれるため、確定申告の必要はありません。ただし、次の場合は申告すると源泉徴収された所得税が還付

されることがあります。

①多額の医療費を支払った場合（病気やけがなどで多額の医療費を支払った場合は、医療費控除として、次の金額を所得金額から差し引くことができます）

医療費控除の計算方法

④支払った医療費の総額から生命保険などで補てんされる額を引いた額
⑤10万円または所得金額合計の5割のいずれか少ない額
⑥①⑤の医療費控除額（最高200万円）
医療費等の領収書は、医療機関別・受診者別に整理し添付してください。

②災害や盗難などで損害を受けた場合

③特定寄付金を支払った場合

④マイホームをローンで取得した場合（大規模な増改築を含む）、一定の要件に該当すれば、所得税額から一定の金額を差し引くことができます。

⑤平成17年中に退職し、再就職しなかった場合

また、年金から所得税を天引きされている年金所得者は、年末調整がありませんので、生命保険料控除等がある場合は、申告すると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

還付申告の受け付けは、すでに宇治税務署でおこなっています。申告の際には源泉徴収票の原本を持参してください。

町・府民税の申告が必要な人

平成18年1月1日現在、久御山町に住んでいて、前年中に所得があった人は、町・府民税の申告が必要です。ただし、所得税

ご利用ください
確定申告相談



宇治税務署では、下表の
日程で所得税に関する確定
申告の相談や年金所得者な
どの申告相談をおこないます。
気軽にご相談ください。

▼確定申告相談 午前9時30分～午後4時
(譲渡所得・贈与税・相続税の相談は除く)

会 場	日 程
宇治公民館	2月1日(水)～10日(金)
八幡市文化センター	2月13日(月)～24日(金) [15日(水)・22日(水)を除く]
木津町中央体育館	2月1日(水)～14日(火)

▼個人事業者対象の相談 午前9時30分～午後4時

会 場	日 程
宇治市立西宇治体育館	2月22日(水)～24日(金)
城陽市産業会館	2月20日(月)～22日(水)

▼年金所得者対象の相談 午前9時30分～午後4時

会 場	日 程
宇治市立西宇治体育館	2月15日(水)・16日(木)
城陽市南部コミュニティセンター	2月7日(火)・8日(水)

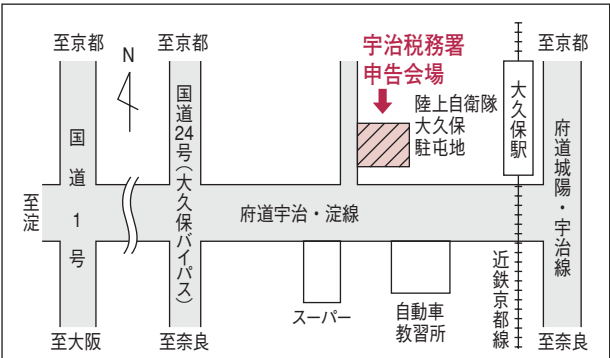
▼年金所得者対象の還付会場 午前9時30分～午後4時

会 場	日 程
京都市呉竹文化センター (伏見・宇治税務署合同 還付相談センター丹波橋会場)	2月1日(水)～2月10日(金)

※いずれの相談も土・日曜日および正午から午後1時までを
除く。

※京都市呉竹文化センターは駐車場がないため、公共交通機
関をご利用ください。

▼宇治税務署申告会場



※宇治税務署は、駐車スペースが少ないため、公共交通機関をご利用ください。

必要書類と申告会場

申告に必要なもの
①税務署から送付された確定申告書(税務

課の確定申告をされた人や給与以外の所得が
ないサラリーマンで、勤務先を通して給与
支払報告書が提出されている人は、申告の
必要はありません。
税務課では、平成16年中の所得状況をも
とに、町・府民税の申告書を送付します。
平成17年中に所得がなかった人は、その旨
を記入して提出してください。
また、平成17年中に久御山町に転入され
た人には、町・府民税の申告が必要かどう
か、所得状況のお尋ねを兼ねて申告書を送
付します。
確定申告または町・府民税の申告書の提
出がないと、後日、住民税の課税証明書や
納税証明書の発行ができない場合があります
ので、必ず申告してください。

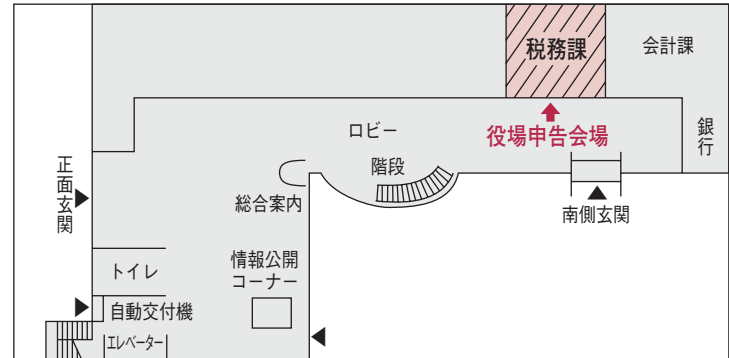
課にもあります)または税務課から送付
された町・府民税申告書
②所得金額がわかるもの(源泉徴収票、農
業や営業など事業所得の収支内訳書、売
買契約書など)
③所得控除に必要な書類(生命保険・損害
保険の支払証明書、医療費・寄付金・国
民年金保険料の領収書など)
④印鑑
⑤還付の場合は、本人名義の振込み先口座
番号のわかるもの
【申告会場】
▽所得税の確定申告↓宇治税務署(〒611-
0033 宇治市大久保町井ノ尻60の3) また
は税務課
▽町・府民税の申告↓税務課
申告書は、いずれも郵送で提出するこ
とができます。
土地・建物に係る譲渡所得や退職所得に
ついては、分離課税扱いとなり税務課では

問い合わせ

税務課または宇治税務署 ☎0774(4)
4141

受け付けできませんので、宇治税務署で申
告してください。
宇治税務署では、2月19日(日)・26日(日)も
申告書用紙の配布や申告相談、申告書の収
受等をおこないます。
宇治税務署では駐車スペースが少ないた
め、公共交通機関をご利用ください。
個人事業者の消費税の
確定申告は3月31日までに
個人事業者の平成17年分消費税の確定申
告は、3月31日(金)まで宇治税務署で受け付
けします。
受付窓口は一時期、所得税の確定申告と
重なり大変混雑しますので、申告は早めに
済ませましょう。

▼役場税務課申告会場(1階⑥番窓口)



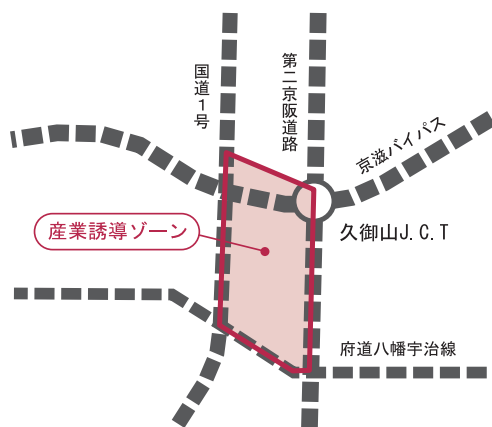
新市街地整備事業

魅力とにぎわいのある まちの拠点整備

事業の概要

町では、都市計画マスタープランの中で「産業誘導ゾーン」と位置づけられた地域において、新市街地整備事業を進めています。

本事業は、近年開通した第二京阪道路や京滋バイパス等の広域幹線道路に囲まれた有利な立地条件にある本地域に、久御山町の中心地として、魅力とにぎわいのあるまちの拠点整備をめざしています。



「まちの駅」の整備

本町は鉄道駅のない町として、公共交通バス事業を進めています。巡回バスの乗継ぎや路線バスの町の出入口となる本地域において、「まちの駅」としてのバスターミナルや新たな交流拠点となる施設の整備により、利便性の向上を図ります。

「まちの駅」整備は、平成14年に住民参加組織「明日まち委員会」からのバスサーピス充実に向けた提言のひとつです。

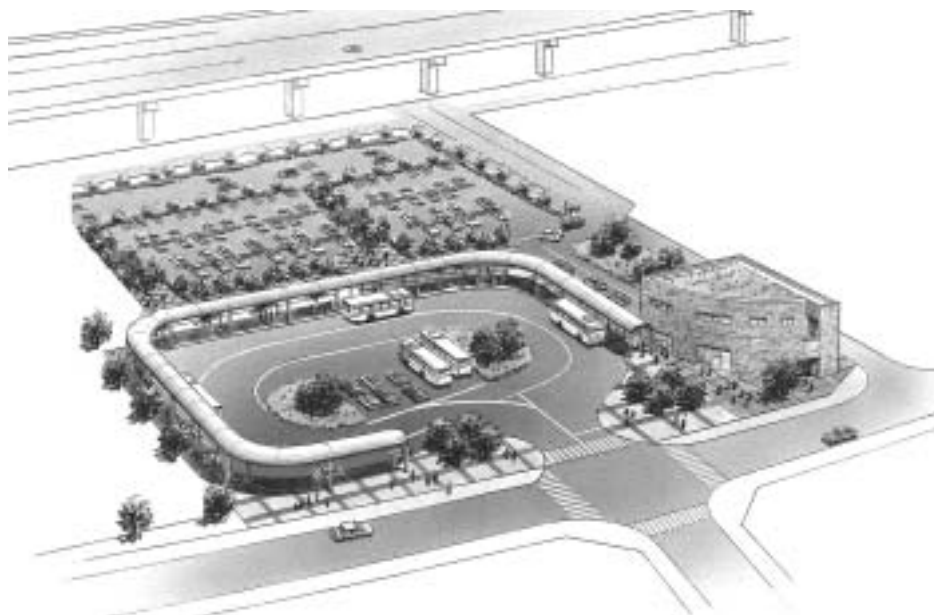
地区計画による事業

本事業の事業化に向けて、今年度、都市計画決定の地区計画の手続きを進める予定です。

地区計画とは、その地区にふさわしい土地利用を実現するため、地区住民の合意形成を図りつつ、詳細な土地利用規制をおこなう制度です。

この地区計画により、町の目標とする基盤整備を進め、また、既存の大型商業施設とあわせた新たな商業施設の集積を図ること、まちの活性化を推進します。

「交流拠点都市・くみやま」にふさわし



「まちの駅」イメージ

い都市空間の創出をめざします。本事業についてご意見をお寄せください。

(※) 地区計画

地区計画とは、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要なことがらを町が定める都市計画のひとつです。

地区計画は、地区の目標、将来像を示す「地区計画の方針」と、道路の配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」からなり、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めます。

問い合わせ／都市計画課

住宅用火災警報器の設置を義務化

住宅火災からの死者を減らすため、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置を義務付けることとした「久御山町火災予防条例の一部を改正する条例」が町議会で可決し、公布されました。町では、この改正にともない、住宅用火災警報器の設置場所や設置時期などについて決めましたので、今号では、住宅用火災警報器の具体的な取り扱いについてお知らせします。

Q. なぜ、設置しなければいけないのですか？

A. 最近、一般住宅からの火事による犠牲者が増えています。その多くが「逃げ遅れ」が原因となっていますので、早く火事の発生を知らせるために、設置が必要です。

実際、欧米では義務化が進み、犠牲者が半減しています。

Q. いつまでに設置しなければいけないのですか？

A. 新築住宅は、平成18年6月1日から、既存の住宅は、平成18年6月1日から5年間の猶予を設けて、平成23年6月1日から義務となります。

Q. 住宅用火災警報器ってどんなものですか？

A. 火事のとときに煙や熱を感知して、警報音や音声で火事の発生を知らせます。使用する電源は、電池式とAC電源式があり、取り付け方法は、天井に取り付けるものと、壁に取り付けるものがあります。



火災警報器を購入するときは、日本消防検定協会のNSマークのついた商品を選びましょう。

Q. どこに設置すればいいのですか？

A. 右下の図のように次の場所です。

1. 寝室
2. 階段（寝室がある階）
3. 台所

※部屋数が5つ以上ある階には、廊下や階段に設置が必要な場合があります。

Q. 値段はどのくらいですか？

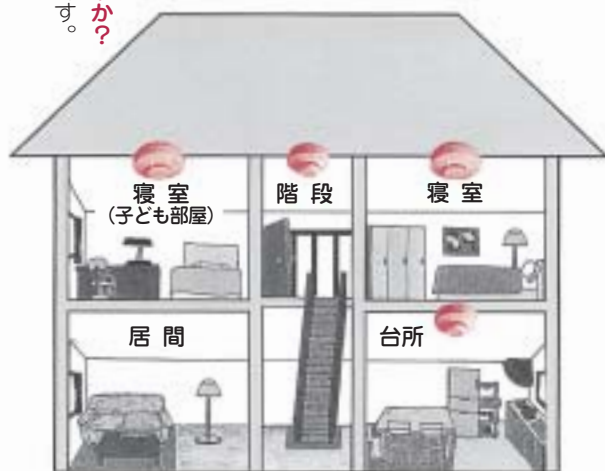
A. 価格は機種や機能によりさまざまですが、数千円から一万円前後です。

消防用品取扱店や物品販売店、電気店などで販売しています。

Q. 悪質商法はないのですか？

A. 「今すぐ取り付けないといけない」「この機種でないといけない」と言って強引に高額な商品を勧める業者の訪問販売には注意してください。

消防署が、住宅用火災警報器や消火器を販売することや、販売を業者に委託することはありませんので、怪しいなと思ったら消防署に相談してください。



【設置場所】

Q. その他の注意点はありますか？

A. 住宅用火災警報器は、いざ火災が起こったときに効果を発揮するものです。そのためには、火災が発生したときに作動するよう維持する必要があるため、電池式であれば電池が切れそうな時点で交換する、また、警報器本体の有効期限が来た場合には交換する必要があります。

警報器の機種によってそれぞれ交換時期は違いますが、10年くらいを目安にしてください。

住宅用火災警報器などで、ご質問やご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ／消防署予防課 ☎075（631）1515

みんなの 広場

みんなが主役
まちの話題! あ・れ・こ・れ



2006 Kumiyama
KBS京都「Live5」生中継（1月9日・保健センター）



2006 Kumiyama
小学生たこ作り教室（1月6日・ゆうホール）

久御山町成人式

中央公民館

新成人の門出を祝う

穏やかな快晴に恵まれた1月9日、新成人の門出を祝う平成18年久御山町成人式が中央公民館でおこなわれました。

今年、成人式を迎えたのは、昭和60年4月2日から61年4月1日までに生まれた男性102人、女性76人の計178人で、この日は、男性75人、女性50人が出席しました。

新成人の辻春名さんが司会を務め、始まった式典では、坂本町長が式辞、藪内議長が祝辞を述べたあと、新成人を代表して川英嗣さんと野上千景さんが「社会的にも大人として扱われ、行動には責任を伴う、このことをしっかり自覚しなければならない」「今世紀は何が起こるかわからない。こんな世の中だからこそ、私たちはみんなで協力し、平和を願い、笑顔で生きていく」と成人の言葉を述べ、三宅雄大さんが依田教育委員長から記念品を受け取りました。

式典のあと、成人式実施委員会の自主運営で、交歓会がおこなわれ、懐かしい友人との再会やゲームなどで楽しいひとときを過ごしました。



成人の言葉を述べる的川さん㊦と野上さん

消防出初め式

木津川河川敷運動広場

安全・安心のまちづくり

1月8日、新春を飾る平成18年消防出初め式が木津川河川敷運動広場でおこなわれ、消防職員や消防団員、町内の自衛消防隊員など約350人が参加しました。

団旗を先頭に各分団の分列行進などのあと、坂本町長が式辞のなかで、日ごろの防災活動などへの感謝と、災害に強い安全・安心のまちづくりに鋭意取り組む決意を述べ、昨年、消防活動に功績のあった次のみなさんが表彰されました。（敬称略）

▽京都府消防協会会長表彰

勤功章…芳川亨

精績章…中村光男

精勤章…樋口貞治、内田穰、澤崎福造

▽京都府消防協会宇城久支部長表彰

原田浩之、小西剛、吉田誠、藤村嘉宏

▽久御山町長表彰

栗田佳幸、野村一徳、清水直行、齊藤由明、阪田広樹、

岸下浩二、内田佳孝、塚本節子、下内優子



消防団などによる一斉放水

毎月1日は「安全・安心の日」です。

未来へつながる あなたの一票

今年の4月には、京都府知事選挙がおこなわれます。選挙権はみなさんが政治に参加し、自分の主張を表現する大切な権利です。投票は、誰のためでもありません、自分の権利です。
一人でも多くの有権者に投票していただくため、いろいろな投票方法があります。次のいずれかの方法で必ず投票しましょう。

投票所での投票

一般の投票

投票所入場券を提示して投票用紙を受け取り、投票をします。入場券がなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。その場合は、投票所の職員に申し出てください。

点字による投票

視覚障害のある人は、点字で投票できます。点字の選挙公報も用意されています。点字投票用の投票用紙で投票をします。

代理投票

病気やけがなどで字が書けない人に代わって、補助者が投票を代理で記入する制度です。補助は、各投票所に対応します。二人の補助者がつきますが、誰に投票したかの秘密は厳守されます。

期日前投票

仕事の都合や病気、けが、レジャーや買物などで、投票日に投票所に行けないことが見込まれる人は、事前に期日前投票所で投票ができます。

期間・時間・場所

選挙の公示（告示）のあった日の翌日から投票日の前日までの間、土・日曜日、

不在者投票

次のような場合は、不在者投票ができます。

- ・都道府県から指定を受けた病院や老人保健施設、老人ホーム、身体障害者更正援護施設に入院（入所）中の人で、投票日に投票所に行けない人は、その施設で不在者投票ができます。
- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちで、かつ、次の要件に該当する人は、自宅などで郵送による不在者投票ができます。この場合、あらかじめ町選挙管理委員会に申請し、「郵便投票証明書」の交付を受けておく必要があります。
- また、郵便等による不在者投票をすることができ、これに加えて次の要件に該当する人は、あらかじめ申請することにより代理記載による投票ができます。

- ・身体障害者手帳に、上肢または視覚の障害の程度が1級であると記載されている人
- ・戦傷病者手帳に、上肢または視覚の障害

身体障害者手帳の記載内容

両下肢・体幹の障害または移動機能の障害	1級または2級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫の障害	1級から3級

戦傷病者手帳の記載内容

両下肢または体幹の障害	特別項症から第2項症まで
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	特別項症から第3項症まで

介護保険被保険者証の記載内容

要介護状態区分	要介護5
---------	------

※これらの申請方法については、町選挙管理委員会までお問い合わせください。
一時的に遠隔地に滞在している人は、滞在先から投票用紙を請求し、最寄りの市区町村の選挙管理委員会です。不在者投票ができます。

政治家の寄附は禁止

（三ない運動）

贈らない！ 求めない！ 受け取らない！

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは法律で禁止されており、違反すると処罰されます。

また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

問い合わせ／町選挙管理委員会（広報行政課内）

チーム・マイナス6%に参加

町は、「チーム・マイナス6%」に参加し、地球温暖化防止運動を推進しています。

「チーム・マイナス6%」とは

地球温暖化防止のために世界が協力してつくった京都議定書が昨年発効しました。世界に約束した日本の目標は、温室効果ガス排出量6%の削減です。「チーム・マイナス6%」は、これを実現するための国民的プロジェクトです。

6つのアクション

- ①温度調節で減らそう
冷房は28℃、暖房は20℃（町施設は暖房19℃）に設定しよう。
- ②水道の使い方で減らそう
蛇口はこまめにしめよう。
- ③自動車の使い方で減らそう
アイドリングをなくそう。

- ④商品の選び方で減らそう
エコ商品を選んで買おう。
- ⑤買い物とごみで減らそう
過剰包装を断ろう。
- ⑥電気の使い方で減らそう
コンセントからこまめに抜こう。

問い合わせ／環境保全課

<http://www.team-6.jp/>

みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

Ecoラインに寄せられた ご意見・ご要望

●お手紙ありがとうございました

Ecoポスト設置場所
役場庁舎1階情報公開コーナー
中央公民館・ゆうホール
いきいきホール・総合体育館
保育所・幼稚園・荒見苑
JA御牧支店・佐山支店

Q 国道24号の地下道を 修復してください

国道24号（大久保バイパス）の佐古小字三条にある地下道で漏水防止工事がおこなわれた後、道路の修復がされず、デコボコのままです。コンバインやトラクターで通行するのに、大変不都合であり危険です。また、自転車も勾配がかなり急なため、老人や女性は降りて押さなければなりません。速やかに修復してください。

（林・男性）

A 京都国道事務所と 補修方法を協議します

この地下道は、国道24号を造るときに、農道の機能回復として設置されたもので、管理者の京都国道事務所と補修方法等を協議して対応します。

【道路河川課】

Q 街灯の管理は 誰がされていますか

街灯の電球が切れているところがあります。管理や巡回点検などは誰がされていますか。

また、農道に暗い所が多いので街灯を設置してもらえませんか。（野村・女性）

A 自治会へ管理を お願いしています

町で管理している街灯（交通安全灯）もありますが、ほとんどの街灯は、自治会へ管理をお願いします。農道への設置に

ついては、農作物へ影響を与えるので難しいと思われます。

【監理課】

Q 迷惑駐車で困っています

迷惑駐車で大変困っています。常習的な迷惑駐車で、自動車が通れず、迂回することもあります。指導してもらえませんか。

また、ナンバーのない自動車を川沿いに並べたりして、通行に迷惑なことはもちろん、見た目にも汚い印象です。警察と協力するなど、対策を考えてください。（匿名）

A 指導しています

町内の迷惑駐車については、パトロールと啓発活動によって、駐車対策に取り組んでいます。ご指摘の迷惑駐車については、重ねて指導するとともに、宇治警察署へ取り締まりの強化を要請しています。

【監理課】

Q 治水対策について、 国に要望してください

昭和28年の水害で、町内は1週間以上水が引かなかったと聞いています。今も木津川がとても心配なので、国に要望してください。

A 国に要望するとともに、 災害意識の向上に努めます

現在、木津川右岸堤防の補強工事がおこ

なわれていますが、引き続きハード面は国に要望します。

町では災害発生時の備えとして、洪水ハンドブックを全戸配布し、災害に対する意識の向上に努めています。

また、災害が予測されるときは、避難命令などを発令しますので、避難経路や避難場所の確認をしておくことが、被害を軽減するひとつの方法です。

【総務課】

Q 児童の安全対策は

農道が通学路になっている児童は、歩道も白線がありません。また、最近不審者が多いと聞いていますが、対策はどうされていますか。

（坊之池・男性）

A みんなで地域を守る 活動をPRします

農道が通学路になっている場合の安全対策については、今後検討していきます。

また、不審者対策については、郵便局の配達員など、いろいろな人に安全パトロールを協力してもらっています。地域の人にも関心をもっていただき、みんなで地域を守る活動をPRしていきたいと思っています。

【総務課】

Q 車椅子が通れません

日産車体の跡地にできた公園に車椅子が通れないのはなぜですか。

また、歩行者専用で犬の散歩も禁じられています。自転車が走っています。管理はどうなっていますか。（栄・女性）

A 車椅子は通れます

栄みどり公園・栄緑の回廊には、各進入

路に車止めはありますが、車椅子で入っていただけます。

また、公園管理のため歩行者専用道路としてしますので、自転車は乗り入れないようPRに努めます。

【都市計画課】

Q 空き巣が多発しています 何とかありませんか

空き巣が多発しているので、防犯対策について何とかありませんか。（佐山・女性）

A 啓発活動に努めます

自治会で組織をつくり、外灯をつけて地域全体を明るくする運動に取り組まれている地域もあります。地域や家庭で安全対策を考えていただくとともに、今後も啓発活動に努めます。

【総務課】

Q いきいきホールの利用料の 無料化を考えてください

いきいきホールでおこなわれている介護予防教室の利用料は、60歳までは200円、60歳以上は100円となっていますが、無料化を考えてもらえませんか。

（坊之池・女性）

A 行政改革を進めるなかで 研究していきます

いきいきホールは、介護予防の拠点となる施設です。住民のみなさんが元気に利用いただき、医療費の抑制などに効果をもたらすものと思います。

また、ホールでは、いろいろな介護予防事業に取り組んでいます。今後、行政改革を進めていくなかで、いろいろな角度から研究していきたいと思っています。

【長寿健康課】

男女共同参画社会をめざして!

8

ドメスティック・バイオレンス (DV) II

前号では、暴力にもいろいろな形態があることをお話ししました。今回は、暴力を受ける側の心理状態や暴力が与える影響について考えてみましょう。

身体や心への影響

暴力が続くと、頭痛や吐き気、不眠などの身体的影響が現れてくるほか、玄関の扉を開ける音などの特定の音に過剰に反応するPTSD（心的外傷後ストレス障害）に悩まされることも少なくありません。

最終的に暴力から逃れることができて、後々まで女性を苦しめ、いきいきと暮らすことを阻害することもあります。

子どもへの影響

パートナーへの暴力は、しばしば子どもへの暴力・虐待をとまねています。

子どもが直接暴力を受けていなくても、母親への暴力の現場にいることにより、子どもは深く傷つきます。

また、暴力を見て育った子どもは、大人になって同様の暴力をふるうようになり、暴力をふるうような人をパートナーに

選んだりする「暴力の世代間連鎖」も問題になっていきます。

「子どものために我慢する」は、結果的に子どもの将来に深刻な影響を残すことになりかねません。

被害女性一人では解決できません

被害女性が逃げ出せない理由として、長期間に及ぶ暴力のため、氣力を失ってしまった、経済的な問題や住居の問題、子どもの問題などがあります。また、夫やパートナーが、女性を支配下におき、さまざまな手段でコントロールするため、自分一人での解決は難しいのです。

DVはみんなで考えるべき問題です

人間は、生まれながらにして一人の人間として尊重される権利があります。DVはこの基本的な人権を侵害する行為です。

DVが起る背景には、男女間の経済的格差や「男は仕事、女は家庭」といった意識の結果として生まれた制度・慣行など、社会の構造的な問題が存在します。こういったことから、夫婦間の問題、恋人同士の問題として個人的な問題とせず、みんなで考える必要があります。

自分一人で抱え込まないで!

勇気を出して相談してください。

◆女性のための相談

日時／毎月第2・4火曜日 午前10時〜午後1時

場所／中央公民館

相談方法／面接・電話とも要予約

075 (631) 9980、0

774 (45) 3918

【社会教育課】



のってこバス

バス停シリーズ

「北川顔」

Vol.

8

町内の「のってこバス（巡回バス）」の停留所をシリーズで紹介しています。

各バス停が持つ魅力などをお届けし、住民のみなさんが使いやすい形で、巡回バスをご利用いただきたいと思います。

今回は「北川顔」バス停です。



北川顔バス停近くの古川伴走部の完成イメージ

「北川顔」バス停は、昨年7月の新運行内容以降、多くのみなさんにご利用いただいております。月に一回おこなっている乗降調査の西ルートでは、乗降客数で常にトップ3に入るバス停となっています。

また、昨年6月までの旧運行と比較しても、平均乗降客数が約3倍に増えています。これは、運行時間帯を拡大するとともに、ルートを短縮して所要時間を縮減し、これまでの4往復半の9便から9往復の18便に増便したことにより、朝夕の通勤や通学にもご利用いただけるよう見直した効果の表れだと考えています。

現在、「北川顔」バス停の北東に位置する古川伴走部は、国によって整備が進められています。これは、地元のワークショップもふまえ、「せせらぎを前提とし、人が集う環境空間の整備」を求める意見に対応できるよう、約1㎡にわたり散策路を整備し、あずまややベンチを設置することにより、地域住民の交流の場として本年3月の完成をめざしています。みなさんも一度お出かけになってはいかがでしょうか。

問い合わせ／都市計画課

高齢介護の あんしんガイド

居宅高齢者介護者 激励金支給事業

町では、ねたきりや認知症の高齢者を日ごろから居宅で介護している人に激励金を支給しています。



対象となるのは、7月1日（前期）または2月1日（後期）の基準日に、町内在住の65歳以上で、介護保険の要介護認定で「要介護3～5」と認定された人を

居宅で常時介護している配偶者または3親等内の親族。ただし、次の場合は該当しません。

①基準日に、要介護高齢者が特別養護老人ホームその他の社会福祉施設に入所しているとき、または病院などに引き続き3か月を超えて入院もしくは入所しているとき。

②要介護高齢者が基準日に、6か月以上町内に居住していないとき。

対象になると見込まれる人には、支給申請書を送付しますので、申請期限までに提出してください。

激励金の額／30,000円（年に1回、主な介護者に支給します）

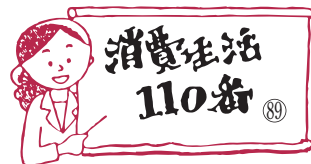
申請／7月または2月の末日までに申請してください。

問い合わせ／長寿健康課

バブル崩壊後、景気は低迷を続け、副業に関心を持つ人が増えています。それとともに、もうけ話を持ちかける業者による悪質商法も増加しています。その中でも、学生など若者に被害が多発しているのがマルチ商法です。

マルチ商法は、販売組織の加入者が知人等に商品・サービスを販売する、または組織に加入させていくことによりマージンが得られるという仕組みの商法です。この商法はネットワークビジネスとも呼ばれていますが、「勧誘するだけで収入になる」など簡単に収入が得られるかのように、言

は、販売方法そのものが禁止されている商法ではありません。しかしながら、特定商取引法で「連鎖販売取引」として規制されており、広告規制や契約書面の交付義務、20日間のクーリング・オフ制度などが定められています。また、始めたものの当初の説明と事実が違つたといったような場合には契約を取り消



マルチ商法

業巧みに誘い、結局は商品を購入させるなど、多額の費用を負担させます。いざ活動を始めても、商売の経験のない人は結局売れない商品を抱え、身近な友人や知人に加入を迫ることとなり、人間関係を壊すことが多いようです。

このように勧誘手段として、主に友人・知人を誘うことが多いようですが、最近では、携帯電話やインターネットを利用しての手段も増えてきているため注意が必要です。

マルチ商法は、販売方法そのものが禁止されている商法ではありません。しかしながら、特定商取引法で「連鎖販売取引」として規制されており、広告規制や契約書面の交付義務、20日間のクーリング・オフ制度などが定められています。また、始めたものの当初の説明と事実が違つたといったような場合には契約を取り消

巨椋池の鳥たち Vol.32



アオジ
(スズメ目ホオジロ科)

本州中部以北の山地の低木林などで繁殖し、町内へは11月ごろ飛来し、4月ごろ去る漂鳥です。

越冬中は低木、あし原などの茂みの中で「チツ」と鳴いて、あまり姿を現さないで、草の種子などを食べます。

古川の堤防を歩くと驚いて飛び立つスズメやホオジロをよく観察してみると、アオジが混ざっていることがあります。

大きさは16センチくらいで、スズメとほぼ同じ大きさです。目は黒く、胸から腹部は淡黄色、背は緑かった褐色で黒い縦斑があります。尾は外側の5対が黒褐色で、そのうち外側2対に白斑があります。

※漂鳥とは、国内を季節移動する鳥のことです。

例えば、北海道で繁殖し、本州以南で越冬するものや高地で繁殖し、低地で越冬するものなどで、日本に生息する鳥の多くはこれにあたります。

図書館

BOOK BOOK BOOK BOOK BOOK

今月のテーマ図書

「インターネット」

図書館では、毎月テーマを決めて本を紹介しています。ぜひご利用ください。
今月は、インターネットに関するオススメの本を紹介し
ます。

◆オススメ本

「インターネットのひみつ」(児童書)

坂元章監修
疑問や知りたいことをパソコンからインターネットで調
べる方法を、まんが形式でわかりやすく紹介

「インターネットでわかる21世紀(全8巻)」(児童書)

ボプラ社発行
インターネットを利用した授業や活動の例などをシリ
ズで紹介

「土日でマスター」ウィンドウズXP版」

新星出版社発行
ホームページを見る、メールをやりとりする、プロバイ
ダに加入するなど、インターネットの基本操作をオールカ
ラーで見やすく紹介

「親子でメール、インターネット」

イデア・ビレッジ著
インターネットの見方、メールの出し方など、親子で楽
しむパソコンの操作手順の基本をくわしく紹介

【問い合わせ】0774(45)0003

【開館時間】火・金曜日/午前9時30分～午後7時

【休館日】土日・祝日/午前9時30分～午後5時

27日(月)・28日(火)
6日(月)・13日(月)・20日(月)

◆新着図書の紹介

★円満退社

(江上 剛著)
今日一日を無事過ごし、定年退
職を迎えるはずだった一流銀行支
店長・岩沢。そんな彼にトラブル
がふりかかる。

★北緯四十三度の神話

(浅倉 卓弥著)
姉は大学の助手、妹はラジオの
DJ。二人の間には過去の恋愛を
巡り、心の溝が広がっていった。

★赤い鳥の国へ

(アストリッド・リンドグリーン作)
貧しくつらい日々を過ごしてい
た二人の兄妹は、雪の森で真っ赤
な鳥を見つけました。鳥を追いか
けて不思議な国へ…。

★ぼけっとくらべ

(和田 誠絵)
動物たちが自慢のポケットくら
べをすることになりました。でも、
ちよつとおかしなポケットばかり…。

おはなし会

図書館では、ボランティアスタッフが絵本や紙芝居を読
み聞かせる「おはなし会」を毎月開いています。申し込み
はいりません。お気軽にお越しください。

日時/2月25日(土) 午前10時30分～11時

場所/ゆうホール2階お話し室

問い合わせ/図書館



■材料(4人分)

米……………2カップ弱
大豆……………1/4カップ強
塩ふき昆布(佃煮)……………10グラム

作り方

- ① 大豆は少し焦げ目がつき、皮がは
じけるぐらいまでいります。
(節分用の豆の場合は、軽くいるだ
けです)
- ② 洗ったお米に、いった豆を入れて
炊きます。
- ③ 炊き上がった②に、昆布を入れて
混ぜます。
- ④ お茶碗によそって出来上がりです。

※いった大豆が香ばしいごはんです。

ヘルシー クッキング

Vol.85

昆布入り豆ごはん

298キロカロリー/1人分



食生活改善推進員協議会「久味の会」

専門職のアルバイト登録

ひとり親家庭を励ます
知事と新入学児童のつどい

場所／京都テルサ（京都市南区東九条下殿

食と農の交流大会

る人は申し出てください。

親子サロン夢いっぱい音楽会

児童手当の給付

問い合わせ／社会福祉課

高等学校奨学金の申請

h

①高等学校、高等専門学校

部

$$\begin{pmatrix} 1 \\ 2 \\ 1 \\ 0 \\ 2 \end{pmatrix}$$

介護者激励金の申請

金額
30,000円

申請／2月6日(月)から28日(火)までの間に長寿健康課へ。

いきいき健康教室 運動編

町では、健康で長生きするためにはどうしたらいいのか、毎日の生活での工夫を考える教室を開きます。

対象／町内在住で40歳以上の人

定員／30人（先着順）

持ち物／健康手帳、上靴、タオル、飲み物
申し込み・問い合わせ／長寿健康課へ。

内 容	場 所	日 程
「運動ってこんな楽しいもの！」をモットーに生活の中に取り入れられる運動から、ウォーターベッドのような大きなボールを使った運動など。 講師：荒井敏江さん	総合体育館（サブアリーナ）	第1回 2月13日(月)
		第2回 2月20日(月)
		第3回 2月27日(月)

※時間は、いずれも午後2時～4時で、開始30分前から受け付けと健康チェックをします。

インフルエンザの予防

インフルエンザにかからないように、次のこと気をつけましょう。

①人ごみや繁華街への外出はできるだけ控える。

②外出時にはマスクをする。

③外出後は手洗いとうがいをする。

④こまめに部屋を適度な湿度（50～60％）に保つ。

⑤十分な栄養と睡眠を心がけ、適度な運動をする。

問い合わせ／長寿健康課

神経系難病相談

日時／2月14日(火) 午後1時30分～3時30分

場所／京都府山城北保健所

対象／神経系難病およびその疑いがある人やその家族

※神経系難病とは、パーキンソン病、多発性硬化症、重症筋無力症など

内容／専門医による個別相談と指導・助言
担当医師／独立行政法人国立病院機構 南京都病院 リハビリテーション科医長 岡伸幸医師

定員／6人（先着順）
申し込み・問い合わせ／同保健所保健室 ☎0774（21）2911へ。電話可

※時間：2月14日(火) 午後1時30分～3時30分

※申し込み・問い合わせ／同保健所保健室 ☎0774（21）2911へ。電話可

ご存じですか老人医療制度

老人医療は、病院で治療を受けたときに支払う医療費の自己負担の一部を公費で負担する制度です。65歳から69歳までの人で、次のいずれかに該当する人は手続きをしてください。

対象／①ひとり暮らしの人 ②老人世帯（本人と60歳以上の人、18歳未満の人、心身の障害が中度以上の人のみで構成されている世帯） ③寝たきりの人 ④所得税非課税世帯の人

※①・②・③の人は、所得制限があります。申請／印鑑と健康保険証をご持参のうえ、国保医療課へ。

※申請された月の初日から適用されます。

国民年金保険料を忘れず納付しましょう

農業や自営業などの第1号被保険者の人は、国民年金保険料を自分で納めなければ

国民年金保険料を忘れず納付しましょう

は、国民年金保険料を自分で納めなければ

なりません。納め忘れたままにしておくと、将来受けられる老齢基礎年金が、減額されたり、受給できなくなったりします。便利な口座振替制度もありますのでご利用ください。

また、経済的な理由で納めることができない人は、免除制度があります。（所得審査あり）申請は、住民課へ印鑑（自署の場合）は不要、学生の場合は学生証（コピー可）、退職された人は離職票等を付けて提出してください。

問い合わせ／京都府社会保険事務所 ☎075（643）3541または住民課

5（643）3541または住民課

問い合わせ／京都府社会保険事務所 ☎075（643）3541または住民課

問い合わせ／京都府社会保険事務所 ☎075（643）3541または住民課

ペットは愛情を持って飼いましょう

犬や猫などのペットは、愛情と責任を持って飼いましょう。また、犬の放し飼いや散歩中の犬のふんは迷惑になります。犬はしっかりと飼育し、散歩時にはスコップと回収袋を持って行きましょう。

どうしても飼えなくなった犬や猫は、次の日時に連れて来てください。

日時・場所／環境保全課：毎週火曜日 午後2時10分～2時20分府山城北保健所

：毎週月曜日 午前9時～10時30分
問い合わせ／環境保全課

問い合わせ／環境保全課

PCリサイクルマークのないパソコンの取り扱い

平成15年10月1日以降に販売されたパソコンにはPCリサイクルマークが付けれられ、家庭から使用済みパソコンとして排出するときは、料金負担なしでメーカーが回収、再資源化することになっています。しかし、店頭で販売されているディスプレイ装置な

りません。納め忘れたままにしておくと、将来受けられる老齢基礎年金が、減額されたり、受給できなくなったりします。便利な口座振替制度もありますのでご利用ください。

また、経済的な理由で納めることができない人は、免除制度があります。（所得審査あり）申請は、住民課へ印鑑（自署の場合）は不要、学生の場合は学生証（コピー可）、退職された人は離職票等を付けて提出してください。

問い合わせ／京都府社会保険事務所 ☎075（643）3541または住民課

どこにPCリサイクルマークのないものがあることがわかりました。

平成15年10月1日以降に販売されたこれらのPCリサイクルマークのないものや今後、家庭向けに販売されるものについては、無償で回収やPCリサイクルマークの申し込みを受け付けします。詳しくは、該当メーカーの家庭系使用済みパソコン回収窓口にお問い合わせください。

平成18年4月1日以降に発売される対象製品には、PCリサイクルマークの取得方法のご案内を梱包してお知らせすることになっています。

問い合わせ／パソコン3R推進センター ☎03（5282）7685または環境保全課

問い合わせ／パソコン3R推進センター ☎03（5282）7685または環境保全課

問い合わせ／パソコン3R推進センター ☎03（5282）7685または環境保全課

問い合わせ／パソコン3R推進センター ☎03（5282）7685または環境保全課

スキップ広場

保育所の遊戯室や園庭に親子が気軽に集まって、一緒に遊びながら子育ての情報交換や交流をします。校区に関係なく、どの保育所でも参加できます。申し込みはいりません。お気軽にお越しください。

日時／2月16日(木) 午前10時～11時30分

場所／佐山・御牧・宮ノ後保育所

内容／保育所児との交流
対象／町内在住の乳幼児とその保護者
持ち物／着替え・水筒
問い合わせ／各保育所

問い合わせ／各保育所

問い合わせ／各保育所

問い合わせ／各保育所

問い合わせ／各保育所

問い合わせ／各保育所

問い合わせ／各保育所



入札・契約業者の 選定基準などを公表

町が発注する工事の入札および契約の透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底を図るため、次の公表をおこないます。

- ①登録業者の選定基準
- ②契約変更後の相手方の名称、概要、契約金額変更の理由など
- ③随意契約相手方の選定理由

問い合わせ／監理課

既存宅地確認制度の 経過措置期間が終了します

旧都市計画法の規定による既存宅地の確認を受けた土地は、経過措置期間が設けられ、自己の居住または自己の業務の用に供する建築物の新築、改築または用途の変更をおこなうことができます。

期間内に建築行為に関する工事に着手していないと、新築、改築または用途の変更ができなくなりますので、ご注意ください。

①平成13年5月18日までに既存宅地確認を受けた土地は、平成18年5月17日まで。

②平成13年5月18日までに既存宅地確認の申請をおこない、その後確認を受けた土地は、確認の日から起算して5年を経過する日まで。

問い合わせ／府土木建築部建築指導課 ☎075(414)5347または府山城

北土木事務所建築住宅室 ☎0774(62)0624

水道管の凍結にご注意を

水道管は、気温がマイナス4℃以下になると凍って破損することがあります。凍結

を防ぐには、水道管や蛇口にスポンジやタオルなどの保温材を巻き付け、ぬれないようにその上からビニールテープなどを巻いてください。

問い合わせ／水道課

ご家庭で 水道メーターの確認を

すべての蛇口を止めても水道メーターが回っている場合は、漏水のおそれがあります。

漏水分の料金や修理費は、使用者の負担になりますので、日ごろから水道メーターの確認をするように心がけましょう。

問い合わせ／水道課

第3回福祉講演会

精神障害について考えていただくため、講演会を開きます。

精神障害のある人への理解を深め、日常生活の中で求められていることを感じ、地域の人と一緒にできることを考えていただくための、興味深い内容となっています。参加費は無料です。お気軽にお越しください。

日時／2月15日(水) 午後7時～9時

場所／ゆうホール2階交流ホール

内容／講演「精神障害という病」 講師：府精神保健総合福祉センター 精神保

健福祉相談員 姫野紀代子さん

問い合わせ／町社会福祉協議会

司法書士無料法律相談 相続登記はお済みですか月間

京都司法書士会では、司法書士による個別相談をおこないます。

日時／2月4日(土) 午後1時～4時

場所／ゆうホール2階ボランティアルーム
内容／司法書士による個別相談
問い合わせ／京都司法書士会 ☎075(241)2666

※予約はいりません。

スポーツ

在住・在勤者交流卓球大会

町卓球協会では、町内在住・在勤者の交流卓球大会を開きます。

日時／3月5日(日) 午前9時から

場所／総合体育館

対象／町内在住・在勤・在学の人(中学生以上)

種目／団体戦：1チーム2人または3人(男女不問)

個人戦：親睦ダブルス(男女不問)
費用／団体戦：1チーム1,000円
個人戦：1人200円(中学生無料)

申し込み・問い合わせ／2月28日(火)までに町体育協会(総合体育館内) ☎0774(44)2205へ。

相談

【行政・人権擁護相談】

2月14日(火) 午前10時～午後3時 役場庁舎1階相談室

【無料法律相談】

2月16日(木) 午後1時～3時 役場庁舎1階相談室1 定員6人(先着順)

※申し込みは広報行政課へ。

【女性のための相談】

2月14日(火)・28日(火) 午前10時～午後1時 中央公民館1階教養室3号

※面談・電話相談ともに前日までに社会教育課に申し込みが必要(定員に満たない場合は当日も受け付けます)

【心配ごと相談】(町社会福祉協議会)

1月12日(木)・26日(木) 午後1時～4時 地域福祉センター

▽ふれあいテレホン相談

相談専用電話 ☎075(631)3421
相談時間 午前9時～午後5時

介護用品 リサイクルサービス

【連絡先】

町社会福祉協議会
☎075(631)0022

【譲ってください】

▽車いす
多くの方がお待ちです。ぜひ、ご協力ください。

荒見苑の休苑日・入浴日

【休苑日】土曜日の午後・日曜日・祝日
【入浴日時】
毎週月・水・金曜日(休苑日除く)
午後1時～3時

町の人口(前月比)減6人

【1月1日現在】
総人口 17,205人
男 性 8,569人
女 性 8,636人
世帯数 6,555世帯

【12月中の動き】
出生 11人
死亡 8人
転入 62人
転出 71人

ふれあい交流館 ゆうホール

申込は2月1日(水)
午前9時から
☎0774(45)0002
【休館日】
毎週月曜日

申し込みと費用

各教室の参加申し込みは、来館または電話で参加者本人かその保護者などがおこなってください。定員になり次第、締め切ります。

費用は2月10日(金) (10日までの教室については開催日の前日) までにゆうホール窓口 (午前9時～午後8時) へお支払いください。費用の記載がない教室は無料です。

パソコン教室

▼パソコンじゅくり型

日時／2月9日(木)～3月30日(木)の毎週木曜日 (8回コース) 午後1時30分～3時30分

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人
内容／超初心者向けの教室です。

定員／16人

費用／4,000円 (資料代含む)

▼使いこなそうエクセル

日時／2月14日(火)・15日(水)・21日(火)・22日(水) (4回コース) 午後1時30分～3時30分

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人
内容／中級者向けのエクセル教室です。

定員／16人

費用／3,000円 (資料代含む)

▼パソコン自習教室

日時／2月7日(火)・28日(火) 午後1時～4時
17日(金) 午後5時～8時 23日(木) 午前9時～正午

対象／今までにゆうホールのパソコン教室を受講した人

内容／教室のパソコンで、受講内容を自由に自習していただきます。わからないことは、指導員がサポートします。

定員／16人

費用／300円

童謡を楽しむ会

日時／2月8日(水)・22日(水) 午前10時～11時30分

対象／町内在住・在勤でおおむね50歳以上の人

内容／先生のピアノにあわせて、童謡などを楽しく歌います。

定員／各60人。申し込みは限りません。当日、直接お越しください。

費用／資料代のみ必要です。

大人ビデオ鑑賞教室

日時／2月8日(水)・22日(水) 午後1時30分～4時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人
内容／自然・紀行・映画などのビデオを観賞します。今回は「世界遺産」などです。

定員／各25人

週末の星空観察会

日時／2月4日(土) 午後7時～8時 18日(土) 25日(土) 午後8時30分～9時30分 (受け付けは終了時間の30分前まで)

対象／星空に興味のある人なら、だれでも

参加できます。小学生以下の人は、保護者同伴で参加してください。
内容／天体望遠鏡で星空の観察をします。

低学年工作教室

日時／2月5日(日) ①午前9時30分～正午 ②午後1時30分～4時

※①・②から選んでください。

対象／町内在住の小学1～3年生

内容／ウッディ・メイ・U・Iの先生と、木工を楽しみます。

定員／各16人

費用／200円

子育てサポート「ほほえみ」

日時／2月10日(金)・17日(金)・24日(金) (3回コース) 午前10時30分～11時30分

対象／町内在住の乳幼児とその保護者
内容／子どもと一緒に遊び、みんなで子育てについてお話をしましょう。

定員／18組

小学生ビデオ学習教室

日時／2月11日(土) 午前10時～正午

対象／町内在住の小学生
内容／自然や科学のふしぎについて楽しく学習します。今回は「美女と野獣」と「紙おむつのふしぎ」です。

定員／15人

大人木工教室

日時／2月14日(火)・15日(水) (2回コース) ①午前9時30分～午後0時30分 ②午後2時～5時

※①・②から選んでください。

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人で、必ず2回とも出席できる人

内容／縁台(しょうぎ)を作ります。
定員／各8人
費用／2,000円

漢字の達人教室

日時／2月11日(土) 午前9時30分～11時

対象／町内在住の小学2～6年生
内容／漢字に慣れ親しみ、文字をていねいに書くことを学びます。

定員／20人

高学年工作教室

日時／2月12日(日) 午前9時～正午

対象／町内在住の小学4～6年生
内容／「かまぼこ板の絵展覧会」の応募に向けて共同制作をします。

定員／16人

フラワーアレンジメント教室

日時／2月19日(日) 午前9時30分～11時30分

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人
内容／ひなまつりにちなんだアレンジメントをします。

定員／16人

費用／1,500円

小学生(親子)科学教室

日時／2月26日(日) ①午前10時～正午 ②午後2時～4時

※①・②から選んでください。

対象／町内在住の小学生。ただし、1～3年生は保護者同伴で参加してください。

内容／「たね」を調べ、花を植えます。

定員／各8組

費用／1組300円

小学生フラワー アレンジメント教室

日時／2月19日(日) 午後1時30分～4時
対象／町内在住で小学4～6年生の人
内容／ひなまつりにちなんだ作品を作ります。

定員／16人
費用／500円

総合 体育館

申込は2月2日(木)
午前9時から
☎0774(44)3700
【休館日】
毎週水曜日

トレーニング機器使用講習会

日時／①2月12日(日) 午前10時から ②2月13日(月) 午後7時から

※①・②から選んでください。電話不可
対象／15歳以上の人(中学生は不可)

内容／体育館のトレーニング機器の使用
方法などを学び、機器を利用するために
必要な講習会です。

定員／各15人(先着順)
費用／500円

体育館開放スポーツデー

日時／①2月11日(土)・②25日(土) 午前9時～正午

種目／①小学生用バスケットボール、バドミントン、ソフトバレーボール、バスケットボール、卓球 ②小学生用バスケットボール、バドミントン、ソフトバレーボール、ファミリーバドミントン、バウンドテニス

内容／メインアリーナを無料で開放します。
申し込みはいりません。お気軽にお越しください。



トレーニング相談日

日時／2月7日(火) 午後6時30分～8時30分 2月23日(木) 午前10時～正午

対象／機器使用講習会を受講した人

内容／トレーニングプログラムや正しい機器使用方法など、体育館のスタッフがアドバイスします。申し込みはいりません。お気軽にお越しください。

第2回理事長杯 ソフトバレーボール大会

日時／3月19日(日) 午前9時～午後3時
対象／町内在住・在勤・在学で15歳以上の人(中学生は不可)で4人から7人編成のチーム

定員／30チーム(先着順)
申し込み／3月12日(日)までに総合体育館へ。



中央 公民館

申込は2月2日(木)
午前9時から
☎075(631)1000
【休館日】
毎週水曜日

大人チャレンジ教室 (真多呂人形)

日時／2月10日(金)・17日(金)・24日(金)(3回コース) 午後1時30分～3時30分
対象／町内在住・在勤で18歳以上の人
内容／公民館サークルのみなさんに「いづめこ雛」を学びます。

講師／田口真悦葉さん ほか

定員／8人
費用／3,500円

持ち物／木目込ヘラ(目打ち可)、小さめの布切りハサミ、小皿、エプロン、おしぼり(木目込ヘラ当日販売有り)

樹木ウォッチング教室

日時／2月18日(土) 午後1時～4時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人

内容／田辺一休寺庭園と甘南備山のタマミズキを訪ねて、植栽や樹木を観察します。

講師／矢野真一さん
定員／15人
費用／400円

季節のお菓子教室

日時／3月2日(木) 午前9時30分～正午
対象／町内在住・在勤で18歳以上の人
内容／ひな祭りにちなんだお菓子(よもぎ粉のひちぎり、甘酒のケーキ、酒粕で

作る甘酒)を学びます。

講師／木下穂支子さん

定員／20人

費用／500円

ヨーロッパ アレンジメント教室

日時／2月28日(火) 午後1時30分～3時30分

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人
内容／春のフレッシュフラワーをバスケットアレンジで楽しみます。

講師／小笠原薫さん

定員／20人

費用／2,500円



くみやま音楽フェスティバル ●出場者募集●

町内のあらゆるジャンルの音楽愛好家が日ごろの活動の成果を発表するくみやま音楽フェスティバルを開きます。
あなたも練習の成果を発表してみませんか。

日時／3月19日(日)
午前10時30分から

場所／中央公民館玄関前

対象／町内在住・在勤・在学の人

定員／10団体(先着順)

申し込み／2月2日(木)から10日(金)までの間に電話で中央公民館へ。新規出場希望者は、デモテープの提出をお願いします。

総合体育館は、館内の定期清掃のため3月7日(火)は臨時休館します。ご了承ください。

保健予防のコーナー

笑顔を
キヤッチ!

10か月児健診(1月18日)で
見つけたかわいい笑顔です。



写真を差しあげます。
広報行政課へお越しください。

予 防 接 種

予 防 接 種 名	日(曜)	受付時間	対 象・接 種 方 法
B C G 予 防 接 種	14日(火)	午後1時40分 ～1時55分	・6か月未満の乳児(3～4か月児健診対象者は健診時に接種) ・今年度から、ツベルクリン反応検査は行われていません。

※三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)・風しん(三日はしか)・麻しん(はしか)は、個別接種となっています。
年間を通じて、予防接種協力医療機関で接種できますので、医師と相談のうえ、受けてください。
※予防接種を受けられるときは、「予防接種手帳」の冊子をよく読んで、母子健康手帳を必ずご持参ください。

母 子 保 健

健 診 名 など	日(曜)	受付時間	対 象	内 容
乳 幼 児 相 談	3日(金) ※128日(火)	午前9時30分 ～11時	乳 幼 児	ことば・しつけ・栄養などの相談
パ パ & マ マ 教 室	4日(土)	午後1時 ～1時15分	妊 婦 と 夫	沐浴実習等
1 歳 8 か 月 児 健 診	10日(金)	午後1時20分 ～2時	平成16年5月生まれ	医師、歯科医師による健康診査、身体的・精神的な発達指導
3 ～ 4 か 月 児 健 診	14日(火)	午後1時20分 ～2時	個人通知が届いた人	医師による健康診査、BCG予防接種、離乳・保育・栄養などの指導、ブックスタート
10 か 月 児 健 診	15日(水)	午後1時20分 ～1時50分	平成17年4月生まれ	医師による健康診査 離乳・保育・栄養などの指導
3 歳 児 健 診	24日(金)	午後1時20分 ～2時	平成14年7月生まれ	医師、歯科医師による健康診査、身体的・精神的な発達指導
2歳6か月児歯科健診	27日(月)	午後1時20分 ～1時40分	平成15年7月生まれ	歯科医師による健康診査および予防指導、身体的・精神的な発達指導

健 診 ・ 相 談

健 診 名	日(曜)	受付時間	対 象	内 容
健 康 相 談 栄 養 相 談	※2 9日(木)	午前10時 ～正午	40歳以上の人	保健師による健康相談 栄養士による栄養相談
成 人 歯 科 健 診	27日(月)	午後1時 ～1時30分	おおむね40歳以上の人・妊婦	歯科医師による健康診査、歯科衛生士による歯みがき指導

会場は、すべて保健センター(※1は公団集会所、※2はいきいきホール)です。予防接種・健診には母子健康手帳を必ずご持参ください。

問い合わせ／長寿健康課保健予防係

町公共機関電話番号

■役場(代表)

☎ 075(631)6111/0774(45)0001
☎ 075(632)1899

■各課(直通)

総 務 課 631-9991/45-3922
企画財政課 631-9992/45-3924
広報行政課 631-9993/45-3926
税 務 課 631-9926/45-3908
社会福祉課 631-9902/45-3902
長寿健康課 631-9903/45-3904
住 民 課 631-9904/45-3905
国保医療課 631-9913/45-3906

環境保全課 631-9917/45-3907
監 理 課 631-9952/45-3910
道路河川課 631-9961/45-3912
産 業 課 631-9964/45-3914
都市計画課 631-9966/45-3915
学校教育課 631-9974/45-3917
社会教育課 631-9980/45-3918
水 道 課 631-9987/45-3919
下 水 道 課 631-9990/45-3920
議会事務局 631-9996/45-0105
会 計 課 631-9932/45-3909

☎ 消 防 本 部 631-1515 ☎ 632-5382

☎ ふれあい交流館ゆうホール
45-0002 ☎ 46-5610

☎ 図 書 館 45-0003 ☎ 46-5690

☎ 中央公民館 631-1000 ☎ 632-0031

☎ 総合体育館 44-3700 ☎ 44-2203

☎ 町体育協会 44-2205 ☎ 44-2203

☎ 健康センターいきいきホール
41-3466 ☎ 44-1199

☎ 老人福祉センター荒見苑
44-3405 ☎ 44-7801

☎ 地域福祉センター
631-0022
(町社会福祉協議会) ☎ 632-3001

☎ シルバー人材センター 41-1881 ☎ 43-4546



2月のごみ・し尿収集日

燃やすごみ		燃やさないごみ		リサイクルごみ	
月・木	佐古・新開地・津田電線社宅・佐山・粉池・双栗・市田・鈴間・田井・荒見・下津屋・下津屋サンハイツ・島田・東島田・森・坊之池・野村・村東	月	佐古・新開地・津田電線社宅・佐山・粉池・双栗・松陽台・サントウン佐山・佐山サンハイツ	缶 類	び ん 類
		火	市田・鈴間・栄1・2丁目・栄3・4丁目・清水・林・西武西林・ミサワ林・ハイツ西宇治	ペットボトル	発泡食品トレー
火・水・金	久御山団地（公団）	水	田井・荒見・下津屋・下津屋サンハイツ・下津屋団地・大橋辺・北川顔・藤和田・近協パレス・島田・東島田	紙 パ ッ ク	発泡スチロール
火・金	松陽台・サントウン佐山・佐山サンハイツ・栄1・2丁目・栄3・4丁目・ハイツ西宇治・清水・林・西武西林・ミサワ林・大橋辺・北川顔・藤和田・近協パレス・中島・西一口・東一口・相島・下津屋団地・東佐山団地	木	坊之池・森・野村・村東・中島・西一口・東一口・相島	1日 (第1水曜日)	8日 (第2水曜日)
		金	東佐山団地・久御山団地（公団）	15日 (第3水曜日)	22日 (第4水曜日)

※簡単な水洗いをして、中身の見える袋に入れて出してください。
※びん・ペットボトルは、必ずふたをはずしてください。

し 尿		くみもれの場合は、必ず収集口から確認のうえ、翌日（翌日が土曜日・日曜日・祝日の場合はその翌日）に、城南衛生管理組合 ☎075(631)5171へ連絡してください。	
10日 3月3日	藤和田・島田・東島田・坊之池（府道以南）東一口（国道1号以东）・森（国道1号以东）・野村・村東・佐山・新開地・佐古・清水・林・市田・田井・荒見・下津屋	13日 3月6日	北川顔（府道以东）・坊之池（府道以北）・森（国道1号以西）・西一口・東一口（国道1号以西）・中島・相島
		16日	大橋辺・北川顔（府道以西）

ラクラク節約・快適エコライフ Vol.9

お風呂

浴槽一杯のお湯の量は約200ℓです。シャワーは1分で約12ℓのお湯を使いますので、約16分で浴槽一杯分の量になります。

3〜4人以上の家庭では、浴槽にお湯をはった方が経済的です。頭や体を洗うときは、浴槽のお湯を使うようにしましょう。

①追い炊きはできるだけやめましょう。

温かいうちに続けて入浴するようにしましょう。（追い炊きを1回やめると、年間約5,370円節約）

②シャワーはこまめに止めましょう。

頭や体を洗うときは、シャワーをこまめに止めましょう。どうしても止めたくない場合は、浴槽にためるようにしてください。（45℃のお湯を出す時間を1分

短縮すれば、年間約2,110円節約）

③残り湯を利用しましょう。

残り湯は、洗濯や掃除、水まき、トイレの水洗などに使いまわしましょう。

④浴槽のふたはこまめに閉めましょう。

次の人がすぐに入るときでも必ずふたをしましょう。

ふたをするのとしのないのとは、湯温の低下の差が1.5〜3倍違います。

⑤入浴する直前にお湯をはりましょう。

冬場は、入浴する直前にお湯をはるのが最も省エネです。



ふるさとの旅日記



鳩宇の山門額

第44回

女たちの善光寺参り (2)

近江から美濃路へ

東一口村を出立して三日目、山田里さんたち一行が泊まった番場宿（現滋賀県米原市）は、家数一七八軒、旅籠が一〇軒という山間の小宿で、みがき砂を名産としていた。宿の中ほどに右に入る道がある。現在は、名神高速道路が横切っているため、その下をくぐると、その向こうに聖徳太子開基という八葉山蓮華寺の山門が見える。三万六千坪（約二二ヘクタール）という広い境内に入ると、裏山の裾に大小の五輪塔が幾段にも無数に並んでいる。南北朝時代の元弘元年（一三三一）、北朝の天皇を奉じて南朝軍と戦った六波羅探題北条仲時と一族郎党四三二人は、不利な戦況で番場に逃れてきたが、南朝軍に行手を阻まれ、この寺の前庭で全員が自刃した。『太平記』には「死骸ハ庭ニ充滿シテ、屠所ノ肉ニ異ナラズ」と記している。境内の墓石群は、仲時と一族郎党の壮烈な死を痛んで建立された供養碑であると伝えている。

また、この蓮華寺の境内には、番場の忠太郎地蔵が祀られている。忠太郎とは、昭和六年（一九三一）長谷川伸の戯曲「瞼の母」の主人

公で、フィクション上の人物である。番場宿出身という設定から、この地に忠太郎地蔵ができたり、墓さえも建てられている。さて、番場宿で歩行の疲れをいやした一行は、三月十七日、中山道の近江路を醒井（現米原市）、



▲史跡 関ヶ原古戦場（最後の決戦地となった笹尾山陣所跡付近）

には廃止された。この関所跡周辺は、慶長五年（一六〇〇）九月の関ヶ原の合戦で、石田三成を大將とする西軍が、味方の寝返りにより総崩れとなった所である。四百年を経た今、この地を訪れると旗指物がはためき、大きな石碑が建てられていて、壮絶な合戦の歴史を伝えている。

関ヶ原宿から一里一四町（約五・五キロ）で垂井宿（現岐阜県不破郡垂井町）、そして一里一二町の歩行で赤阪宿（現岐阜県大垣市）に着く。番場宿から七里八町（約二九キロ）歩いたことになり、一行は宿場の「松や」という旅籠で、木賃四五文、宿賃九五文を払って泊まった。

この赤阪宿は天保十四年（一八四三）の人口が一・二九人、家数は二九二軒、旅籠一七軒で、宿場は西から羽根町、子安町、東町と続いている。東町には本陣があった。本陣の手前の四つ辻の右角に、天和二年（一六八二）に建てられた「たにぐみみち」の道標がある。谷汲道は「巡礼街道」と呼ばれ、西国三十三所札所巡拝の結願寺となる谷汲山華嚴寺へ五里の道程となる。したがって赤阪宿は巡拝者

が必ず立ち寄る宿場町であり、さぞかしにぎわっていたことであろう。赤阪宿に泊まった一行は、翌十八日雨の中を出立し、美江寺（現岐阜県瑞穂市）へ二里八町、河渡（現岐阜市）へ一里七町、加納（現岐阜市）へ一里半と、約五里を歩いて加納宿に泊まる。この宿場は江戸時代加納藩三万二千石の城下町で、天保十四年の人口が二七二八人、家数は八〇五軒、旅籠三五軒で、中山道美濃一六宿で最もにぎわっていた。山田里さんたちは、この宿場の「桜や新助」の宿に泊まり、木賃四五文は赤阪宿と変わらなかったが、宿賃は一二文も高い一〇二文であった。

一行はこの旅籠で担いできた米一つを八七二文で銭に替えている。この後、担いできた米を順次売っているから、歩行も随分楽になったことであろう。

ところで、加納宿の中山道松並木は、安藤広重の版画で知られるようにすばらしいものである。私も戦時中、毎日のようにその美しい風景を眺めていたが、ある日、突如大事変に遭遇した。少し余談になるが、次号で記したい。

久御山町郷土史会会長

阪部 五三夫